

「(仮称) 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例」とは？



意見募集期間：
令和5年9月19日から令和5年10月18日

Q どんな内容なの？

松本市では、松本市の豊かな環境を守り、適正な太陽光発電事業を推進するために、新たな条例の制定を検討しています。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

本条例では、松本市の豊かな環境を守り、適正な太陽光発電事業を推進するために、対象となる太陽光発電事業（主に10kW以上の地上設置型太陽光発電施設（建築物に設置されるもの等を除く。))について、設置できない区域、設置時の近隣住民への説明、許可基準、設置後の定期報告等に関する規定を設ける予定です。

この条例が制定されると、対象となる地上設置型の太陽光発電施設を設置する事業者は、設置前に近隣住民へ説明をすることが義務付けられ、近隣住民は事業者に対して意見を申し出ることができるようになります。

また、市は、適正な太陽光発電事業を推進するため、不正な手段によって許可を受けた事業者等に対して、勧告、命令等を行うことができるようになります。

ご意見
お待ちしております！

